

平成 21 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 グループ CFO 櫻井 祐一
(TEL 03-5778-0321 (代表))

行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ

株式会社ガーラ（以下、「当社」という）は、2007 年10月9日にメリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ」という）と締結したエクイティ・コミットメントライン（行使価額修正条項付第 1 回新株予約権）により、中期的な資金調達手段を準備いたしておりました。

この新株予約権は、メリルリンチの「エクイティ・コミットメントライン」というプランによるものであり、新株予約権の行使価額が当社株式の市場価格に連動するものとなっていますので、大阪証券取引所の規則にもとづき、行使価額修正条項付新株予約権として2009 年 8 月の月間行使状況を開示いたします。

なお、同エクイティ・コミットメントラインは、2009 年 8 月 26 日付のリリースのとおり、同日付の取締役会決議により、発行要項及び会社法第273 条、第274 条の規定に基づいてメリルリンチからその全部を取得したうえで消却することといたしました。

記

1. 銘柄名： 株式会社ガーラ第 1 回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数： 8,000 株
3. 対象月間の行使額面総額： 618,822 千円
4. 前月末時点における未行使新株予約権個数（株式数）20,000 個（20,000 株）
5. 現時点における未行使新株予約権個数（株式数）12,000 個（12,000 株）

6. 対象月間における行使の状況

行使日	交付株式数		行使価格	行使額面総額 (千円)
	新株 (株)	移転自己株式(株)	(円)	
8月3日(月)	—	—	85,560	—
8月4日(火)	—	—	87,480	—
8月5日(水)	—	—	88,560	—
8月6日(木)	—	—	92,130	—
8月7日(金)	—	—	94,530	—
8月10日(月)	—	—	94,380	—
8月11日(火)	—	—	92,820	—
8月12日(水)	—	—	93,660	—
8月13日(木)	—	—	92,970	—
8月14日(金)	—	—	90,420	—
8月17日(月)	700	—	85,680	59,976
8月18日(火)	400	—	82,350	32,940
8月19日(水)	600	—	80,280	48,168
8月20日(木)	—	—	77,310	—
8月21日(金)	500	—	76,980	38,490
8月24日(月)	600	—	75,840	45,504
8月25日(火)	5,200	—	75,720	393,744
8月26日(水)	—	—	—	—
8月27日(木)	—	—	—	—
8月28日(金)	—	—	—	—
8月31日(月)	—	—	—	—

※前月末時点における発行済株式数：98,230株（うち自己株式数：0株）

※2009年8月26日(水)以降、残りの12,000個（12,000株）の新株予約権につきましては、メリルリンチに、行使の停止をする旨、通知し、2009年8月26日付の取締役会決議により、発行要項及び会社法第273条、第274条の規定に基づいてメリルリンチからその全部を取得したうえで消却することといたしました。

7. 行使制限に関する状況

- 大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条、企業行動規範に関する規則の取扱い1 (1)～(6)までの定めによる行使制限（注）の遵守状況について

①全ての回数を合算した交付株式数 (株)	②発行の払込日時点における上場株式数 (株)	③行使制限に係る行使比率 (=①/②) (%)
8,000	64,857.3	12.33%

（注）同規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」旨の行使制限を定めるものとしており、当社とメリルリンチ日本証券株式会社が締結した契約においても、上記の行使制限を定めています。したがって、行使があった場合には、本項に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示します。ただし、対象月間においては、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則の取扱い1 (6) dの定めによる「新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会におけ

る対象株券等の終値以上の場合」に該当し、本新株予約権の買受契約において制限超過行使を行うことができる旨が定められているため、行使制限を超えて行使が実行されております。

以上